

登別市意見公募(パブリックコメント)実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、意見公募（以下「パブリックコメント」という。）制度に関して必要な事項を定めることにより、市民への説明責任を果たし、市の政策形成過程の公平性の確保と透明性の向上を図るとともに、市政への市民参画を促進し、開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント制度 市の基本的な政策、条例等（以下「政策等」という。）の策定に当たり、その案並びに案の趣旨及び内容等を公表して広く意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長（水道事業管理者としての権限を行う市長を含む。）、教育委員会、消防長、選挙管理委員会及び農業委員会をいう。

(対象)

第3条 パブリックコメント制度の対象となる市の政策等の策定は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な構想や計画等の策定又は改廃
- (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民生活や事業活動に直接若しくは重大な影響を与える条例、規則、指針等（市税の賦課徴収並びに分担金、負担金、使用料及び手数料等の徴収に関する条項を除く。）の制定又は改廃
- (4) 公共施設の建設若しくは廃止に係る計画等の策定又は重要な変更
- (5) 事務事業評価（外部評価を除く。）
- (6) 市の憲章及び宣言等の制定又は改廃
- (7) その他実施機関が必要と認めるもの

(適用除外)

第4条 政策等の策定が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱の規定は、適用しない。

- (1) 迅速又は緊急を要するもの
- (2) 国、北海道、近隣市町村等の政策等との整合性を図るため、市の裁量の余地が

少ない政策等

- (3) 法令の改正若しくは廃止に伴う条項等の移動又は用語の整備等の軽微なもの
- (4) 意思決定を行う際に、意見聴取の手続が法令等で定められているもの
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関又はこれに類する機関において、この要綱に準じた手続を経て策定した報告又は答申等に基づき策定するもの
- (6) 地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するもの

（意見の提出者）

第5条 この要綱の定めるところにより、何人も実施機関に対し、政策等の策定に係る意見（以下「意見」という。）を提出することができる。

（政策等の案の公表等）

第6条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、当該政策等の意思決定を行う前に、政策等の案を公表しなければならない。ただし、登別市情報公開条例（平成18年条例第34号）第7条に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）については、この限りでない。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、次の各号に掲げる資料を併せて公表するとともに、当該資料の内容が容易に理解されるよう努めなければならない。

- (1) 政策等の案の概要（政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景）
- (2) 法令又は条例等に基づく政策等の案にあつては、その根拠法令又は条例等
- (3) 上位計画に基づく政策等の案にあつては、その上位計画の概要
- (4) 前3号に掲げるもののほか、政策等の案について理解を深めるために実施機関が必要と認める資料

3 第1項の規定による政策等の案及び前項に規定する資料の公表は、次の各号に掲げる方法の全てにより行うものとする。

- (1) 市公式ウェブサイトへの掲載
- (2) 実施機関が指定する場所及び担当グループでの閲覧又は配布
- (3) その他実施機関が必要と認める方法

4 前項の規定にかかわらず、第1項に規定する政策等の案及び第2項に規定する資料の内容が相当量に及ぶ場合は、その概要を前項各号の方法により公表することとし、政策等の案及び関係資料全体については、担当グループにおける閲覧のみとすることができる。

5 実施機関は、第1項から第3項までの規定により公表するときは、次の各号に掲げる事項について広報のぼりべつ及び市公式ウェブサイトへの掲載等の方法によ

り、周知を図るものとする。

- (1) 政策等の案の名称
- (2) 閲覧場所及び資料の配布場所
- (3) 意見の提出期間
- (4) 意見の提出方法
- (5) 意見の提出先
- (6) 担当部署名及び問い合わせ先

(意見の提出)

第7条 実施機関は、政策等の案の公表の日から起算して30日以上の間を設けて、政策等の案についての意見の提出を受けなければならない。ただし、30日以上の間を設けることができない特別な事情があるときは、理由を明記して当該期間を短縮することができる。

- 2 意見の提出方法は、実施機関が指定する場所への書面の持参若しくは郵送又は実施機関が適当と認める方法によるものとする。
- 3 意見を提出しようとするものは、次に掲げる事項を明記するものとする。
 - (1) 氏名（法人その他団体にあつては、その名称及び代表者氏名）
 - (2) 住所（法人その他団体にあつては、主たる事務所の所在地）
 - (3) 電話番号
- 4 意見に使用する言語は、日本語とする。ただし、実施機関が認める場合は、日本語以外の言語を使用することができる。この場合において、実施機関は、意見の日本語訳の添付を求めることができるものとする。

(意見の取扱い)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、提出された意見が非公開情報に該当するときは、その全部又は一部を公表しないことができる。
 - (1) 提出された意見の要旨
 - (2) 提出された意見に対する実施機関の考え方
 - (3) 政策等の案を修正した場合においては、当該修正内容
- 3 前項に規定する公表は、次の各号に掲げる方法の全てにより行うものとする。
 - (1) 広報のぼりべつ又は市公式ウェブサイトへの掲載
 - (2) 実施機関が指定する場所及び担当グループでの閲覧又は配布
 - (3) その他実施機関が必要と認める方法

- 4 提出された意見のうち類似の意見及びこれに対する市の考え方は、まとめて公表することができるものとする。
- 5 意見の提出者への個別の回答は、行わないものとする。
- 6 意見の提出者の氏名その他の個人情報、公表しない。ただし、政策等の案の公表の際に、当該情報を公表する予定であることを明示しているときは、この限りでない。
- 7 実施機関は、第2項及び第3項の規定により公表するときは、次の各号に掲げる事項について、広報のぼりべつ及び市公式ウェブサイトへの掲載等の方法により、周知を図るものとする。
 - (1) 政策等の案の名称
 - (2) 閲覧場所
 - (3) 担当部署名及び問い合わせ先

(一覧表の作成)

第9条 市長は、パブリックコメント制度の実施状況に関する一覧表を作成し、これを次の各号に掲げる方法により公表するものとする。

- (1) 市公式ウェブサイトへの掲載
- (2) 市長が指定する場所への掲示

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成22年告示第2号)

この告示は、平成22年3月1日から施行する。

附 則 (令和3年告示第41号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年告示第31号)

この告示は、令和6年2月29日から施行する。